

依田窪南部中学校「学校いじめ防止基本方針」

平成 2 6 年 3 月 策定

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

(いじめの定義)

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（平成 2 5 年 9 月 2 8 日施行 「いじめ防止対策推進法」）

(基本理念)

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止と学校及び職員の責務)

生徒は、いじめを行ってはならない。学校及び職員は、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの未然防止のための取組

(1)いじめを許さない指導

いじめを許さない学校としていくためには、生徒たちの友人関係の基本となる学級経営を大切に考えていく必要がある。

本校においては、以下のように指導・支援を行って、毎日の学級づくりに取り組んでいく。

① 授業の改善

全職員がわかる授業に努め、公開授業を通して、授業規律、教科指導、生徒指導等の観点から互い意見交換を行い改善を図る。

② 道徳教育の充実

各学年における道徳教育の目標にもとづき、各学年の発達段階を大切にしたい資料や学習の展開を工夫して授業を行う。

③ 人権教育の充実

〈春の人権月間（５月～６月）〉

- ・ いじめや差別についての事前アンケート調査
- ・ 校長講話
- ・ 各学年の計画による人権学習

〈秋の人権月間（１０月～１１月）〉

- ・ 校長講話
- ・ 各学年の計画による人権学習
- ・ 全校集会によるまとめの会
- ・ 人権作文や標語等を市や町教委主催の人権啓発作品公募へ応募

④ 校内研修の充実

ア 発達障害への理解と対応

１学期中に実施

イ インターネット犯罪への対応研修

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）への理解と指導のあり方等について

(2) いじめの早期発見・早期対応について

① いじめの早期発見アンケートチェックの実施（学期に一度実施）

② いじめの早期対応のポイント

【別表１ フロー図 参照】

☆ いじめられている生徒には

いじめられている生徒への対応は、言い聞かせることではない。まず、何より本人の訴えを、本気になって傾聴することである。

- 受容→つらさや悔しさを十分に受け止める。（傾聴の姿勢）
- 安心→具体的な支援内容を示す。（教師は絶対的な味方）
- 自信→良い点を認め励まし、自信を与える。
- 回復→人間関係の確立を目指す。（交友関係の醸成）
- 成長→自己理解を深め、改善点を克服する。（自立の支援）

※ 心理的ケアを十分に行うことが重要である。

☆ いじめている生徒には ☆

その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで、注意深く継続して徹底的に指導していく必要がある。

- 確認→いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
（はっきり確認がとれるまでは、頭ごなしに決めつけない）
- 傾聴→不満・不安等の訴えを十分に聞く。（受容的態度）
- 内省→いじめられている生徒のつらさに気づかせる。
（いじめは絶対にいけないことの指導）
- 処遇→課題解決のための援助を行う。（いじめのエネルギーの善用を図る）
- 回復→役割体験等を通じて所属感を高める。（成長への信頼）

☆ いじめられている生徒の保護者には ☆

教師と保護者の、いじめに対する基本的認識のズレが問題を複雑にする

- ☐ いじめの事実を正確に伝える。
- ☐ 学校はいじめられている生徒を守る、という姿勢を示す。
- ☐ 信頼関係を構築する。→不用意な発言はしない
- ☐ 家庭との連絡を密にとる→被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係の改善、加害者の保護者への協力依頼
- ☐ 被害者の保護者に、具体的な取組をきちんと伝えて、理解を得る。

☆ いじめている生徒の保護者には ☆

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

- ☐ 事実をきちんと伝える。
- ☐ 保護者の心情を理解する。（怒り・情けなさ・自責の念・今後への不安など）
- ☐ 具体的な助言を与え、子どもの立ち直りを目指して協力してもらう。

☆ 学級には ☆

教師は、「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、学級に示す

- ☐ 具体的事実に基づいて話し合う。（当事者の了解・配慮）
- ☐ いじめられた生徒に共感させ、いじめた生徒も学級集団に情緒的に取り込むようにする。
- ☐ 傍観等の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。
- ☐ いじめの行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、友情を基盤とする学級を目指す。
- ☐ 意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。
- ☐ 連帯感の育成、人間関係づくり（自己存在感）

☆ 関係機関との連携 ☆

いじめを発見したら、教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん、各関係機関との連携を図る。

- ☐ 校内いじめ防止対策委員会を中心に、教育委員会の指導をうける。
- ☐ 学校・家庭・関係機関（相談機関・警察等）との連携を日頃から図っておき、学校内外の相談窓口の周知を図る。いじめ問題への対応及び緊急体制について、全教職員で確認をしておく。

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置 【別表2 フロー図 参照】

4 いじめに対する措置 【別表2 フロー図 参照】

- (1) 教職員や保護者などは、生徒から組談を受け、いじめの事実があると思われるときは、生徒が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとる
- (2) 学校は、通報を受けたときや学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われる時は、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する。

- (3) いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う
- (4) 必要な場合は、いじめを行った生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。
- (5) いじめの事案に係る情報について、いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者と共有するための連絡や会合を持つ。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、生徒がいじめを行っている場合で教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。

6 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大な事態が発生した旨を組合教育委員会・長野県教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。【別表2】
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 学校自己評価に対する留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校自己評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること。